

電気通信市場検証会議（第39回） 議事録

- 1 日時：令和5年10月3日（火）15:00～16:15
- 2 場所：WEB会議による開催
- 3 出席者：
 - ・ 構成員（五十音順）
浅川構成員、荒牧構成員、池田構成員、大橋座長、高口構成員、永井構成員、中尾構成員、西村構成員、林座長代理、森構成員
 - ・ 総務省
今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、渋谷総務課長、飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、西村事業政策課市場評価企画官、古田料金サービス課課長補佐、土井事業政策課課長補佐、浅川事業政策課課長補佐
- 4 議事

【大橋座長】 皆さん、こんにちは。大変お忙しいところを御参集いただきまして、ありがとうございます。ただいまから、電気通信市場検証会議の第39回会合を開催いたします。

本日は佐藤構成員と田平構成員が御欠席と伺っています。

本日の議事はウェブ会議の形式により、また音声のみの形ですが、公開にての開催となりますので、よろしく願いいたします。

まず議事に入ります前に、今川総合通信基盤局長から一言御挨拶いただけるということですので、よろしく願いいたします。

【今川総合通信基盤局長】 こんにちは。今御紹介いただきました今川でございます。本年7月から総合通信基盤局長ということで、ぜひよろしく願いいたします。

日頃から皆様には総務省の通信行政に御理解、御協力を賜りまして誠にありがとうございます。

令和4年度の市場検証につきましては、皆様の御協力を賜りまして、8月31日に令和4年度の電気通信事業分野における市場検証年次レポートを公表いたしました。改めて大橋座長をはじめ、構成員の皆様にお礼を申し上げたいと思います。

実は私も市場評価を昔、担当しておりまして、非常に学術的にも意味があるものでもありますので、思い出のある分野でございます。分厚いレポートを私も書いておりましたので。とても毎年、定期的にこういったものやっていくことは非常に重要だと思っております。

いよいよ本日の会合から令和5年度の市場検証が開始となるということでございますの

で、本年度の市場検証に当たりましては、電気通信事業者の業務の適正性などの確認・把握として、事業者ごとという意味で縦軸のモニタリングも実施することになりました。それに合わせまして、新たにお二人の構成員に御参画いただくことになりました。永井構成員、荒牧構成員、このお二人でございますけれども、お二人におかれましては、総務省による市場検証の取組に対しまして専門的な見地からの御助言をぜひ賜りたいと思っております。

今年度令和5年度におきましても、固定系ブロードバンド市場及び音声通信をめぐる市場環境の変化の影響を重点的な検証の対象としております。構成員の皆様にはぜひ闊達な御議論をお願いできればと思っております。

今年度も先生方の御協力を得ながら、電気通信事業の公正な競争の一層の促進に向けまして市場検証を実施していきたいと考えております。引き続き御指導をいただきつつ、辛口のコメントもぜひ含めてお寄せいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

【大橋座長】 今川局長、ありがとうございました。

続きまして、今、局長からも言及がありましたけれども、構成員に新しく2名御参加いただけますので、事務局より御紹介をお願いいたします。

【土井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

本年度の検証から、公認会計士の荒牧知子様、弁護士の永井徳人様が構成員として参画されることとなりました。順番に一言ずつ御挨拶いただきたいと思っております。

荒牧構成員から、お願いできますでしょうか。

【荒牧構成員】 ただいま御紹介に預かりました公認会計士の荒牧知子と申します。

これまでの皆様の議論にもなるべく早くキャッチアップできるように努めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【土井事業政策課課長補佐】 続きまして永井構成員、よろしく願いいたします。

【永井構成員】 光和総合法律事務所の永井と申します。

私も社会人になってから、ずっとこの業界に近いところで仕事をさせていただいておりますので、少しでもお役に立てればと考えております。よろしく願いいたします。

【大橋座長】 ありがとうございます。

続きまして、本年6月末に開催した前回会合の後、総務省幹部の人事異動があったということでございますので、事務局より御紹介をお願いいたします。

【土井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

各課長及び企画官から順番に一言ずつ、御挨拶いただきたいと思います。

それでは渋谷総務課長、よろしく願いいたします。

【渋谷総務課長】 この7月の人事異動で、総合通信基盤局の総務課長になりました渋谷と申します。大変重要なテーマを扱う会議だと思っておりますので、先生方、どうぞよろしく願いいたします。

【土井事業政策課課長補佐】 続きまして井上料金サービス課長、よろしく願いいたします。

【井上料金サービス課長】 私も7月に料金サービス課長を拝命いたしました井上と申します。よろしく願いいたします。

【土井事業政策課課長補佐】 続きまして西村市場評価企画官、よろしく願いいたします。

【西村事業政策課市場評価企画官】 10月1日付で市場評価企画官に着任いたしました西村と申します。どうぞよろしく願いいたします。本会議の事務局を務めさせていただきますので、御助言等を賜ればと思います。よろしく願いいたします。

【大橋座長】 ありがとうございます。

それでは早速始めたいと思いますが、まず配付資料の確認について、事務局からお願いできますでしょうか。

【土井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。配付資料の確認をさせていただきます。

資料39-1「令和5年度市場検証について」。資料39-2「競争ルールの検証に関する報告書2023概要」。また参考資料1として本年8月に公表しました「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和5年度）」、参考資料2として本年8月に策定しました「電気通信事業分野の市場検証に関する基本方針」。参考資料3として本年9月11日に公表しました「競争ルールの検証に関する報告書2023」を、それぞれ参考資料としております。以上になります。

【大橋座長】 ありがとうございます。

それでは議事次第に従って進めてまいりたいと思います。

本日は議題が2つございますが、最初の議題は令和5年度市場検証ということで、事務局に資料39-1を御用意いただいているところですので、まずそちらを御説明した後、皆さんと討議させていただければと思います。よろしく願いいたします。

【土井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。資料39-1に従いまして、御説明させていただきます。「令和5年度市場検証について」でございます。

右肩1ページは目次となっております。

右肩2ページは令和5年度市場検証のスケジュール案でございます。こちらに記載のとおりスケジュールを進めさせていただきたいと考えてございます。

右肩3ページをお開きください。こちらはアンケートの概要でございます。アンケートについては計3種類を実施予定でございまして、まず利用者アンケート。こちらは固定インターネットサービス及び移動系通信の利用者を対象予定者としております。法人等利用者アンケートにつきましては、従業員数300人以上の民間企業9,500社、都道府県、東京都特別区、政令指定市、人口10万人以上の自治体（市）を対象に実施することを予定してございます。事業者アンケートにつきましては、電気通信事業分野における市場動向の分析関係につきましては資料に記載のとおり対象予定者を予定してございまして、業務の適正性の関係では、例年どおり、NTT東西、ドコモですとか、それら3社以外のアンケート対象者にアンケートを実施する予定でございます。実施方法としてはインターネット調査を予定してございます。

右肩4ページ目をお開きください。こちらはアンケートの概要でございまして、令和5年度につきましては重点検証項目は2つございまして、固定系ブロードバンド市場をめぐる市場環境の変化の影響、音声通信をめぐる市場環境の変化の影響となっております。それぞれにつきまして各種アンケートでこういった内容を確認していくかを本資料で整理させていただきました。

固定系ブロードバンドサービスにつきましては、利用者アンケート、法人等利用者アンケートの中で、それぞれサービスの利用状況ですとか、代替性といったところを確認したいと考えてございます。事業者アンケートでは、サービス提供の状況ですとか、代替性に係る認識、公正競争上の懸念といったところを確認したいと考えてございます。音声通信を巡る部分につきましても、利用者アンケート、法人等利用者アンケートにおいては利用状況を確認して、代替性に係る設問を設置するといったところを考えてございます。事業者アンケートにおいては、サービスの提供状況、代替性に係る認識、固定電話網のIP網移行に伴う固定電話の利用状況の変化に係る認識、公正競争上の懸念といったところを聞いていきたいと考えてございます。最後の市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等に関しましては、例年どおり、事業者アンケートを通じて情報収集していくとい

たところを考えてございます。

一番下の※に記載がありますけれども、アンケートの結果等を踏まえ、必要に応じて事業者ヒアリングを実施することを予定しているといったところでございます。

右肩5ページ目をお開きください。令和5年度においては主に3点、代替性の分析を行う予定としてございます。1点目としては、ワイヤレス固定ブロードバンドをめぐる固定系ブロードバンドサービス間の代替性。2点目としては、携帯電話の通話といった従来の通信サービスとOTTサービス間の代替性。3点目としては、WANサービスとクラウドサービスの代替性でございます。

これらの代替性については、昨年の検証では主に「使い分け」の観点から分析を行ってまいりましたが、分析を精緻化する観点から、以下のとおり進めたいと考えてございます。

1点目としては、ある事業者が提供する商品について、小幅ではあるが実質的であり、かつ一時的ではない価格の引上げをした場合に、需要者が当該商品の購入を他の商品に振り替える程度を分析するもの。それに加えて2点目ですけれども、価格以外の要素についても補足的にアンケート調査・分析を行うといったところでございます。

資料の下半分に設問のイメージを記載してございますけれども、固定系ブロードバンドサービス間の代替性に関しては、①現在利用する固定ブロードバンドサービスが、例えば10%値上がりした場合、他のサービスに切り替えますか、といった設問ですとか、②現在利用する固定ブロードバンドサービスを利用した際に重視した点について最も当てはまるものをお答えください、といった形で、価格及び価格以外の要素についてアンケート調査を行っていくといったところを代替性に係る設問として準備したいと考えてございます。

続きまして右肩6ページ目以降は、それぞれ各種アンケートの質問項目の骨子案を示してございます。こちらは例年、定期的に設置している質問も多くございますので、昨年度からの差分に当たるところを中心に御説明させていただきます。

まず一番上の項目、現在の利用状況については、④の部分に最後、「合計」と追記しており、利用料金については、メイン端末・サブ端末別と合計を確認する予定です。一番下の項目については、④MNPの利用状況及び利用のしやすさに係る認識といったところを追記してございます。

続きまして右肩7ページ目につきましては、一番上の項目①については、ポイントサービスだけでなく、コンテンツ配信サービスといったところも確認したいというところで、そこを追記してございます。上から3番目の項目については、③において、メールの中身として

キャリアメール、フリーメールのほかにSMSといったものを追加しているところがございます。④については代替性に係る設問で、先ほど5ページで説明したような設問を設置するといったところをイメージしてございます。

8ページ目をお開きいただきまして、こちらについては、上から3つ目の項目につきましては、④で代替性に係る設問を設置したいと考えてございます。一番下の項目につきましては、昨年から追加になっているものとして「固定電話の利用状況」があり、①現在利用している固定電話サービス、②サービスを選択した理由、③サービスの選択した際に重視した要素、④サービスが利用できなくなった場合に他のどのサービスを利用したいかといったところを確認したいと考えてございます。

9ページ目をお開きいただきまして、こちらは法人等利用者アンケートでございます。上から2つ目と3つ目の項目が本年度から追加になっているものでございまして、2つ目の項目につきましては音声通話に係るものでございまして、こちらでも代替性に係る設問を設置していきたいと考えてございます。3番目の項目につきましても、WANサービスとクラウドサービスの代替性に係るものとして、代替性に係る設問を設置していきたいと考えているところでございます。

右肩10ページ目をお開きいただきまして、こちらにつきましても、一番上の項目につきましては、①②の部分で「法人向けサービス」も追加しているといったところございまして、③④⑤については、今年の重点的検証の対象に関わりがある設問を追加しているところでございます。

右肩11ページ目をお開きいただきまして、こちらは禁止行為規制に関する遵守状況等の確認（固定系通信）で、例年確認しているものをまた今年も確認するといったところでございます。

12ページ目をお開きください。こちらにつきましても、上の項目につきましては、禁止行為規制に関する遵守状況等の確認（移動系通信）で、こちらでも例年どおりの設問を確認するといったところでございます。下の「その他」の部分につきましては、昨年からの差分として⑤を追加しているところでございます。

右肩13ページ目をお開きください。こちらは客観的・定量的データ等に基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無の検証の内容（案）といったところで、こちらは昨年も行っておりましたが、本年も行っていくといったところを示してございます。

14ページ目をお開きください。こちらは業務の適正性等の確認等に当たっての事業者ヒアリングの概要で、令和5年度の年次計画に基づき、NTTドコモに対する非公開ヒアリングを実施したいと考えてございます。その際には必要に応じ、関係する研究会での議論とも連携して検証を行うこととしたいと考えてございます。

右肩15ページ目をお開きください。こちらは業務の適正性等の確認・把握に当たってのモニタリングの概要で、今年から主要事業者に対してヒアリング等を実施し、業務の適正性等の確認・把握を行いたいと考えてございまして、その項目として、そちらの資料に記載の3つの白丸の部分を確認してまいりたいと考えてございます。なお、モニタリング実施に当たっては総務省内の関係部署間と連携し、関係する研究会等の議論、法令等に基づく報告事項や各事業者の公表資料を踏まえ、事業者側に過度な負担が生じないよう効率的なモニタリングに努めたいと考えてございます。

事務局からの説明は以上になります。

【大橋座長】 ありがとうございます。

今年度もこれまでと同様、アンケートをするということで、今回、重点的な検証項目ということで一つ、代替性の検証、言わば市場画定に関わる話ですけども、そうしたことをやることを含めて、今、御説明いただいたところだと思います。

以上の点について、欠けている視点であるとか、あるいは御質問等も含めて、ぜひ御発言いただければと思いますので、チャット欄でお知らせいただければ、私から指名をさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは中尾構成員、お願いいたします。

【中尾構成員】 ありがとうございます。御説明、ありがとうございました。

2つありまして、1つ目は、7ページの移動通信の質問項目の骨子案です。5Gの設問で、5Gの切替え時期についての意向及び現時点で切り替えない理由がありますが、5Gは総務省の調査では既に92%以上、人口カバー率があるという統計が出ていることから、サービス自体は大分提供がされつつあります。しかし、「切替え時期についての意向」という設問が前から同じ設問なので、もう少し掘り下げてはどうかと思います。つまり、5Gの通信事業者の普及が進んできたことを考慮して、少し設問を増やしてもよいと思います。まず4Gのユーザーが対象の設問になっていると思いますが、5Gのユーザーも私の周りでは大分増えていますので、そういう意味では、この設問が5Gユーザーにとってはあまり意味をなさない設問になっているような気がします。5Gの現状についての設問を少し増やして

はどうかというのが意見となります。

具体的には、一つは、最近の5Gのローバンド、ミッドバンドのリファームの利用が、先ほどの高い人口カバー率に結びついているわけですけれども、実際のところは、そこまで速度が上がってないこともユーザー体感として聞かれます。例えば、5Gの品質への体感品質や、事業者への期待とか、そういったところも適切な、適正な市場が形成されているかどうかという意味において重要だと思いますので、そういう設問を今後増やしていく必要があるのではないかと思います。

2点目は、これも既にきちんと御説明いただきましたが、代替性の5ページの四角囲みの上から2番目の代替性については価格を考慮するというところで、2ポツ目で、上記に加えて価格以外の要素について補足的にアンケート調査分析と書かれています。具体的な内容は事務局から別途設定されると思いますが、私からのコメントとしては、価格が安いからといって代替性が高いかということ、そうとも言えないところがあるかなと思っています。特に契約でロックインされた場合、スイッチングコストが高い場合に代替性は低いと言えるかと思っています。例えば、価格以外の要素といったところの掘り下げですかね。実態としては契約でロックインされている状態があると思いますし、それがゆえに、いろいろな企業努力で、できるだけユーザーを確保しようという動きがあるわけですから、そういうスイッチングコストにおける契約の縛りなどの調査も明らかにしてはどうかと思います。

具体的に簡単ではないかもしれないですけども、恐らく私が申し上げていることの意味は、価格以外の要素にどのようなものがあるかをつまびらかにすることなのかなと思います。

以上、コメント2点です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

ちなみに後段の御質問なんですけど、5ページ目の後段というか、下半分の設問イメージの②がありますよね。

【中尾構成員】 そうですね。

【大橋座長】 ②の下を表に1から9まで書いてありますよね。例えばロックインというのはもしかすると契約事務手続のところに相当するかどうかだと思うんですけど、そこに重視する項目として8番目まで何となく入っていて、9番目以降、どんなもの入れますかというふうなことなのかなと。

【中尾構成員】 そうですね。この契約事務手続というのは事務手続が煩雑かどうかもある

りますが、例えば契約の期間とか、そうですね。スイッチングコストももう少し詳細化しないといけないのかなと思います。大橋先生が言われているように、スイッチングコストに事務手続が複雑であるというコストもあるかもしれないと思いますが、もう一つは、契約事項は結構重たいものですので、契約を一旦破棄して再契約をすることの心理的な抵抗感があります。例えば項目としても、一度、契約をしてしまった後で、その契約を破棄することの制約、再契約をするときの期間的なしぼりのような契約条項の中身とか、そういったところもあると思いますので、事務手続の中に含まれるかどうかはちょっと判断ができません。いずれにせよ、もう少し詳細化するのがよいのかなと思いました。

【大橋座長】 ありがとうございます。そのあたりのブレイクダウンをもう少しおっしゃるようなしたほうが良いところがあるかもしれません。後ほど事務局の感触も伺えればと思います。中尾先生、ありがとうございます。

続いて西村構成員、お願いします。

【西村構成員】 中央大学の西村でございます。御説明、ありがとうございます。私からは1点、お願い、それからもう1点、コメントをさせていただければと思います。

1点目ですが、資料の4枚目の最後の※についてでございます。今回はアンケートを軸に現状把握は非常に大変重要だと思っておりますので、アンケートを中心に今回やっていただくことは適切だと思っております。で、アンケートの結果、何らかの問題など懸念が生じた場合に事業者ヒアリングを実施することをまずは思い起こすことができると思うんですが、これにとどまらず、特に事業者間の新たな提携や結合といったような市場構造の変化とか、目新しい料金メニューなどの競争行動の変化があれば、同様に事業者ヒアリングの実施も可能ではないかなと考えておりますので、御考慮いただければなと。御検討いただければなと思っております。

2点目、コメントでございますが、中尾先生の御指摘のとおり、5枚目の代替性について、大橋座長からも御指摘がありましたとおり、この表は非常に大事だと思っておりまして、単なる特定の市場において競争関係を見るというよりも、それよりも近い競争関係が事業者の間にあるかもしれませんので、この設問イメージは非常に重要なことだと思っております。以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

続いて森構成員、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。私は特にこのように変えてくださいというのは

ないんですけれども、興味を持っているところを改めてお伝えしたいと思います。

7ページ目の利用者アンケート（移動系）で、ここでコンテンツのことも聞いていただいているところが重要なかなと思います。携帯電話サービスに対して提供されるコンテンツ、配信サービス、これが、何と言うんでしょうか、毎回同じことを言って申し訳ないんですけど、地上波で見えない重要なテレビ番組みたいなものと結びつくことによって、かなり携帯電話の競争に影響があると思いますので、これは興味深く見たいと思っています。

それからもう一点は、10ページの事業者アンケートですけれども、こちらが一番上の行の4番目ですかね。固定電話のサービス提供状況及び固定電話、携帯電話、OTTサービス間の代替性に係る認識ということで、OTTサービスがどのように影響してくるのか。今のところ、そんなにというお話だったかと思いますがけれども、ここが変わってくるんじゃないかと。いろいろ企業の再編とかもありましたし、どう考えても、だんだん強力になってくるだろうと思いますので、これも注視をしたいと思っております。以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

続いて荒牧構成員、お願いします。

【荒牧構成員】 荒牧でございます。御説明、ありがとうございました。

資料の15枚目の適正性等の把握に当たってモニタリングの概要のところなんですけれども、こちらで公表資料等を踏まえ、過度な負担が生じないよう効率的なモニタリングを行うということで、今後、その具体的な進め方に関しては検討中であると理解しております。この点につきまして、事前説明のときにも申し上げたんですけども、気になる点を申し上げたいと思います。

既に各社は大変膨大な量の情報を財務情報に関わらず公表しておるわけなんですけれども、これらは基本的には投資家目線、投資家にとって有用な情報というくくりなんですけれども、今回のこの市場検証会議にとって、どういった情報が最も有用なのかと。まずこの前提の議論というか、共通の認識が必要かなと。それによっては、現在、有価証券報告書等で公表している公開情報に何らかのちょっとした修正を加えたり、あるいは情報の集約とか、細分化とか、そういったものが必要になる可能性もあるわけで、そういったときに、こちらの公開会議で、それらを公開することでインサイダー情報にならないような、そこは十分な配慮が必要かなと思っております。

それから、情報といったときに非常に既に膨大な情報が出ている中で、適正性の確認・把握をどういった観点から行うのかと。例えば財政状態なのか、損益関係、それからキャッシ

ュフローであったり、あるいは何らかの経営指標的なものを見ていくのか。こういったポイントを重視して議論を進めていくのかも、あらかじめ共通理解が必要かなと思っておりま
す。

それとリスクに関するリスクマネジメントとか、このあたりも非常に市場検証会議とし
ても重要な項目だと認識しております。リスク対応に関しても、各社は既に様々な公表資料
で開示はしておるんですけども、このリスク対応がいわゆる通信行政の観点から共通の
課題として捉えていく面では、こういった場で議論するのは非常に有用だと思うんですけ
ども、各社の個別の事情に基づく問題であったり、それから個社の取組であったりとか、そ
ういった線引きがやや難しく、そういった場合に、どこまで公開会議で議論していいのか
と。これもちょっと配慮が必要かなと。その辺も、非公開ということができるとかどうかが、
ごめんなさい、よく分かってないんですけども、情報公開に関してはやや取扱いに慎重な対
応が必要かなと感じております。以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。後ほど事務局に正確なところを御説明いただこう
と思います。

続いて高口構成員、お願いします。

【高口構成員】 静岡大学の高口です。私も5ページ目の代替性に係る設問に関してコメ
ントをさせていただきたいと思います。

代替性につきましては、昨年の分析でも、いろいろコメント等をさせていただいて、今回、
より詳細に代替性について見るというところで、いい方向なのかなと思っていまして、その
中に先ほど中尾先生や西村先生のところでも御議論がありましたけれども、今回、一つは、
料金的なところでの代替性を見ると。いわゆるSSNIPテスト的なアプローチで代替性
を測るところかと思うんですけども、それはこれまでいろいろな市場画定で取られている
アプローチですので、ぜひやっていただきたいと思っていまして、ただ一方で、通信サー
ビスはシンプルなサービスではないので、SSNIPテスト的に調査をするといっても、結
構シナリオをつくるのがポイントかなと思っていまして。ただ単純に10%値上がりしたらど
うですかと聞くだけだと、恐らく調査としてあまりうまく行かなくて、音声アプリケーショ
ンサービスだと無料のサービスがあるので、そこら辺を考慮してどういう設問にするのか
ですとか、あるいは通信サービスと音声アプリケーションの代替性を測るのであれば、通信
サービスは今は独占ではないので、そこをSSNIPテスト的にやるときにどういうふう
に値上げのシナリオをつくるのかとか、そういったところが大事になると思います。

あと、先ほど中尾先生からの御指摘が非常に重要かと思っております、こういう通信サービスだと、実際、スイッチングコストが一定程度かかると。これも料金に関するSSNIPテスト的な設問をするところで、ある回答者はスイッチングコストがかかることを意識せずに回答してしまって、別の回答者はスイッチングコストがあることをしっかり意識して回答してしまうみたいに、回答者間で設問の受け取り方が違って来たりすると、料金の分析をしているのに他の要素が入って来たりとか、条件が整えられないところがあります。ですので、ぜひ質問を作るシナリオの段階で、サービスの特性や料金以外の部分を、どこまでシナリオにどう組み込むのかをしっかりと御検討いただいて調査をしていただきたいのと、可能であれば、最後、結果の検討の段階で、どのようなシナリオでのサービスの切替えの調査だったのかも明示できるような形で明らかになればいいかなと思っております。以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

続いて浅川構成員、お願いします。

【浅川構成員】 日本総研の浅川です。御説明、ありがとうございました。私からは2点ほどコメントさせていただければと思います。

一つは、次年度は5Gが本格的にというか実質的に浸透し始めるだろう年度と思われ、また、ますますSNS系ですとかOTT系コミュニケーションも定着しつつあると。そういう変化の中心的な年度ではないかなと思いますので、御説明いただいたように、アンケートによる利用者の声、そういった生のファクトをしっかりと反映して市場検証に反映することが、より重要になるのではないかなと思います。

2点目は加えてということなんですけれども、先ほど中尾先生がおっしゃっていましたように5Gのカバー率は比較的順調に増えている一方で、アンケートなんかですとかを見ると、スピードですとか、5Gならではの恩恵という意味では、まだまだみたいな結果が散見される部分もありますので、そういう技術、5Gならではのといったようなところがユーザー便益に反映されてない面もあるかもということも部分的に思われるところがあると思いますので、適正公正な市場競争が行われているかという検証に加えて、5Gですとか、新しい技術やイノベーションが公正競争の中でもユーザー便益としてしっかりと反映されているかどうか。そういった視点も含めて、今後、本会議の中でも議論していきましてもよいのではないかなと思いました。

コメントベースとなりますが、以上となります。

【大橋座長】 ありがとうございます。

林構成員、お願いします。

【林座長代理】 ありがとうございます。名古屋大学の林です。

私も2点ございまして、1点目は高口先生が先ほど言われた点ですね。ナイーブにSSNIPテスト的なものを当てはめてもなかなかうまく機能しないのではないかと思いますので、SSNIPが機能発揮するようにシナリオを組み立てて、さっきストーリーと高口先生はおっしゃいましたけど、そういったものを組み立てる必要があるだろうと私も思いました。

2点目は、リスク・マネジメントの観点について、スライドの15ページの最後の丸のc.の点で、「国際情勢を踏まえたサービス提供継続に対するリスクの対応」とございしますが、ここも、もう少しブレイクダウンしてもよいのではないかと存じます。「国際情勢を踏まえた」とありますので、経済安全保障の観点のようにも見受けられたのですが、もしこの観点だとしますと、サイバー攻撃の目標となり得る重要インフラを含め、そのサービスの継続の確保だと、重要インフラの過度な外国依存の防止、といったハード面のリスクに重点を置いたものなのか、あるいはそれとは別の観点なのか、明確にしておいたほうがよいかと思いましたが、以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

以上、御発言希望の構成員の方には一とおり御発言いただいたのかなと思いますので、もし事務局から何か付け加えることと、御質問もたしかありましたので、いただければと思いますが、いかがでしょうか。

【土井事業政策課課長補佐】 皆様、コメント、御質問をありがとうございました。それぞれ御回答を差し上げたいと思います。

まず中尾構成員からありました御質問の1点目と浅川構成員からの御指摘につきまして、5Gについては、現在のカバー率といった状況を踏まえて、去年よりも少し深掘りした形で聞けるようなアンケートを工夫していきたいと考えてございます。

また中尾先生の2点目の御指摘に関わるところで、代替性に係る設問の②に当たる部分、価格以外の要素の部分につきましては、資料5ページ目の部分で設問のイメージとして重視した点を挙げさせていただきましたが、スイッチングコストの部分ですとか、そういったロックインの状況についても確認できるように、それぞれの代替性の設問において設問を追加するなり、別の聞き方を検討するなりして対応してまいりたいと考えてござい

ます。

西村構成員から御指摘のありました4ページ目の※の事業者ヒアリングの部分につきましては、御指摘のとおりかと思っておりますので、アンケートの状況だけではなくて、事業者間の統合といった市場構造の変化ですとか、新しい料金プランが出るなど、そういった状況があれば、市場動向を踏まえて、必要に応じて、事業者ヒアリングを実施するところを検討したいと考えてございます。

森構成員から御指摘いただいたところにつきましては2点とも、詳しい分析ができるように対応してまいりたいと考えてございます。

荒牧先生から御指摘があった部分につきましては、共通認識が必要、といったところについては事務局で検討したいと考えてございます。

その中で御質問にありました非公開の会議につきましては、市場検証会議では非公開でヒアリングを行っていることも実例としてありますので、そういった手法もあります。事業者から御提供いただく情報について取扱いに留意が必要というところはそのとおりかと思っておりますので、適切な市場検証会議の開催方法ですとか、事務局等のヒアリングで行うべきものなのかといった点については、モニタリングを続けていく中で少しずつ検討してまいりたいと考えてございます。

高口構成員・林構成員から御指摘をいただきました代替性に係る部分のシナリオにつきましては、御指摘を踏まえて、しっかりとシナリオを用意し、最後、分析を示すときにも、こういうシナリオで分析した、といった形で御説明できるように準備したいと考えているところでございます。

林構成員の2点目で御指摘のありました15ページの「b. 国際情勢を踏まえたサービス提供継続に関するリスクへの対応」の部分につきましては、御指摘を踏まえてモニタリングに対応してまいりたいと考えてございます。

事務局からの説明としては以上になります。

【大橋座長】 ありがとうございます。

様々に御意見いただきまして、ありがとうございます。特に5ページ目の代替性に関わる部分については、今、事務局からも検討をさらに深めるといただきましたけれど、基本的な方向性としては、皆さんの御意見をストーリーづけてアンケートを取るという考え方を踏まえると、1の設問の中に2を入れ込むような形で聞いてみるものかなという印象を持っていますが、ここをぜひ事務局でもしっかり御検討いただければと思います。

また事業者ヒアリングについても、事務局からいただいたとおりでございますが、やみくもにヒアリングをやるわけではなくて、当然のことながら、事業者の負担も考えつつ、検証会議として必要があることについてヒアリングを行うのかなということ。また縦の検証もやっていると先ほど局長からも御指摘いただきましたけれども、そういうことも今回、重要性があるのかなということですので、ぜひこの点もしっかり構成員の方々に見ていただければと思っています。ありがとうございました。

それでは、もし以上でよろしければ、議題の2つ目に進めさせていただければと思います。

議題の2つ目は競争ルールの検証に関する報告書2023ということで、事務局から資料39-2を御用意いただいておりますので、まずそちらの御説明をお願いいたします。

【古田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。資料39-2を御覧ください。競争ルールの検証に関するワーキンググループの報告書2023について御説明を申し上げます。

1 ページ目を御覧ください。競争ルールの検証に関するワーキンググループは、2019年10月に施行されました改正電気通信事業法、通信料金と端末代金の分離や行き過ぎた囲い込みの是正を目的とした改正法の効果やモバイル市場に与える影響の評価・検証等を行うことを目的として、電気通信市場検証会議の下で開催しているものでございます。2023年も評価・検証を実施し、9月に報告書を公表しているところでございます。

2 ページ目を御覧ください。2019年改正事業法においては附則第6条において、法律施行後3年を経過した場合には、改正条項の施行状況について検討し、必要に応じ、所要の措置を講じることが定められているところでございます。2022年10月で施行から3年を迎えることから、今回見直しの検討を行ったものでございます。

3 ページ目を御覧ください。報告書2023の目次でございます。第2章はモバイル市場の競争環境に関する検証を行っており、第3章が先ほど御説明しました改正電気通信事業法の3年見直しになります。第4章が第3章以外のモバイル市場等に係る課題となります。

4 ページ目を御覧ください。ここからが報告書の具体的な内容の御説明となります。第3章のうち、通信料金と端末代金との完全分離に係る規律の見直しについてです。現状につきまして、通信料金と端末代金の分離に係る方策の一つとして導入されました割引額の上限2万円規制については、その導入後の一定期間は規制の導入効果が表れていたところでございますが、端末の購入等をするのみを条件とする、いわゆる白ロム割が始まったことにより、再び1円販売等の大幅な端末値引が行われるようになりました。また、この割引額の上限2万円は、規制導入時である2018年度におけるARPUの平均、営業利益率の平均、端末

の平均使用年数で算出した額を基礎に定められたものでございます。このような状況等を踏まえ報告書の考え方は、このような潜脱行為を是正するために、その原因となっている通信サービスと端末のセット販売に係る白ロム割を規制の対象とすることが適当であるとしているところでございます。

また割引額の上限につきましては、最新のデータを用いた算出額であります4万円を原則としつつも、一律4万円とした場合に低中価格帯の端末において、いわゆる転売ヤーや1円端末等の問題が発生するおそれがあること、現行制度において不良在庫端末の割引上限が最終調達日から24か月を経過した場合に端末価格の半額となる特例を認めていることを踏まえすと、現行の割引額の上限である2万円を超える割引額の上限については、在庫端末特例の基準である半額を考慮することが適当であるとされたところでございます。

具体的には左下図を御覧いただければと思いますが、オレンジの点線が現行の2万円規制で、赤色の実線が報告書の考え方になります。端末価格が8万円以上の場合は割引額の上限が4万円、端末価格が4万円から8万円の場合は割引額の上限が端末価格の50%。例えば端末価格が6万円の場合は割引額の上限は3万円となります。端末価格が4万円以下の場合は割引額の上限が2万円となります。

右下の図を御覧いただければと思いますが、白ロム割規制についての考え方でございます。例えば端末価格が10万円の場合は現状では割引額の上限2万円に加えまして、白ロム割によって、例えば7万9,999円割引を行うことによって1円端末の販売が行われていたところでございます。報告書の考え方では、これらを総額で規制することとし、割引額は4万円が上限となるところです。これにより過度な端末割引を抑制することが可能になると考えております。

5ページ目を御覧ください。行き過ぎた囲い込みの禁止に係る規律の見直しについてです。現状でございますが、現行の継続利用割引は契約が一定期間継続したことに応じて利用者に対して行われる利益の提供を規律対象としておりまして、長期にわたって利用者を拘束する行為までとは言えない、例えば契約時点において将来の継続利用に応じた割引を行うことを約していない場合、料金割引が適用されることの判定に一定期間を要する場合も継続利用割引に該当することとなっております。一方で継続利用に応じた高額の利益提供であったとしても、通信料金割引以外の利益の提供については規制の対象外となっているところでございます。そのような状況等を踏まえ報告書の考え方は、継続利用割引の規律対象は契約時点において将来の継続利用に応じた割引を行うことを約することで、長期、例え

ば6か月を超える期間にわたって利用者を拘束するものに限定することが適当とされております。ただし、長期でない場合であったとしても過度な割引を行うことは適当でないため、このような割引が行われないう必要な対応を行うことが必要とされております。また、継続利用に応じた通信料金割引以外の利益の提供についても規律の対象とすることが適当とされたところでございます。

6ページ目を御覧ください。規律の対象事業者の見直しでございます。現行の指定対象事業者の基準は、MNO、MNOの特定関係法人、利用者の数のシェアが0.7%を超えるMVNOとされているところでございます。一方で、MVNOのシェアにつきましては改正法施行後、ほぼ横ばいとなっており、またMNOの新料金プランの導入によりMVNOにおける価格優位性が低下しているなど、MVNOのMNOに対する相対的な競争力が低下しているところでございます。このような状況等を踏まえ報告書の考え方でございますけれども、指定対象事業者の見直しについては、通信市場における現時点の競争状況においては、MVNOの競争への影響は少ないと考えられることから、範囲を見直すことが適当と考えられ、具体的な基準につきましては、2022年の楽天モバイルの料金プランの改訂が他の事業者の事業戦略に一定の影響を与えたことを踏まえまして、MVNOであったとしても当時の楽天モバイルの契約数約500万人程度の契約者数を有する場合は事業者間の適正な競争環境に及ぼす影響が少なくないとも考えられたことから、約500万人相当の4%を基準とすることが適当とされたところでございます。ただし、この指定対象事業者の範囲につきましては、今後も通信市場の競争状況を注視し、必要に応じて見直しの検討を進めていくことが適当ともされております。

7ページ目を御覧ください。その他見直しが必要な事項でございます。現状でございますけれども、MNO3社、その販売代理店においてMNPによる新規契約者に対して、それ以外の方法による新規契約者に比べて高額な利益提供が行われていることから、サービス利用意思を伴わない乗換え行為、いわゆる踏み台行為が発生しております。また販売代理店において端末の販売を伴わない新規契約を条件とする規制の潜脱行為となり得る高額なキャッシュバックが行われているところでございます。このような状況等を踏まえ報告書の考え方でございますけれども、事業者から踏み台行為による事業の妨げとなっている事実が判明したにもかかわらず、他事業者への踏み台行為を防ぐための適切な措置を講じることなく、新規加入を優遇することは業務改善命令の対象となり得ることをガイドラインにおいて明確化することが適当としております。またSIMのみ新規契約を条件とする2万円

を超える利益提供については潜脱行為となる蓋然性が高いこととしてガイドライン上で明確化することが適当とされております。

8 ページ目を御覧ください。ここからが「第4章 モバイル市場等に係る課題」についてでございます。

まずは乗換えコストのさらなる改善についてです。MNPワンストップが始まったところでございますけれども、こちらの課題として、対応事業者が限られている。店頭や電話による手続が一定以上の割合を占めている。その方式は原則ワンストップ方式・ツーストップ方式の併用またはワンストップ方式となっている。円滑にできないケースが存在している。手続の完了が翌朝となることがあるなどが挙げられております。報告書の考え方としましては、MVNOが参入しやすくなる方策について継続的な議論が必要。ワンストップ方式での手続を希望する相談が来た場合の対応について検討が必要。将来的なワンストップ一本化を見据えた検討が必要。MNPが円滑にできない個々のケースについて整理が必要。24時間の対応の実現には業務処理手順等の大幅な改修が必要となるため、長期的な状況の注視が必要とされております。

続いて短期解約ブラックリストについてでございます。現状、MNOの販売代理店において短期解約を行うとブラックリストに入るといったような案内ですとか、短期解約を理由とする契約拒否の行為が行われているとの相談が総務省に寄せられるところでございます。このような状況等を踏まえ報告書の考え方でございますけれども、次の点についてガイドラインにおいて明確することが適当とされまして、短期解約を行ったことがあることを理由として役務提供拒否をすることは業務改善命令の対象となり得ること。また、販売代理店において、短期解約を行うと、ブラックリストに入る等の案内を行うことは不実告知にも該当する場合があります、業務改善命令の対象となり得ること。またMNOが適切に販売代理店を指導監督することが必要であることなどがガイドライン上で明確すべきとされているところでございます。

最後になりますが、9 ページ目を御覧ください。固定通信市場に係る課題についてでございます。引込線転用による工事の削減については、NTT東日本・西日本の光ファイバーの引込線を転用する仕組みについて、現状、関係事業者間で協議を実施してきたところがございます。またMNOがF T T Hアクセスサービスにおいて行うキャッシュバックやセット割引については固定通信市場の競争環境を不当にゆがめることにならないかについて検証を実施してきたところがございます。報告書の考え方でございますけれども、全ての光コラ

が事業者が仕組みに参加すべきであることを念頭に速やかな対応を進めていく必要があるとしております。またキャッシュバックですとかセット割引が現時点で直ちに不当な競争を引き起こすとは認められないが、今後も必要と認められる場合には再度検証を実施することが適当。モバイルスタックテストにおいて速やかにセット割引を考慮して検証を行うことが適当としているところでございます。

報告書の説明は以上となりますが、総務省としましては、報告書の提言を踏まえて、必要な制度改正、具体的には省令改正ですとか、ガイドライン改正を行うべく、現在、必要な準備を進めているところでございます。

駆け足になりましたが、説明は以上となります。

【大橋座長】 ありがとうございます。

競争ルールの検証に関するワーキングの2023の報告書が大変効率的に要を得て御説明いただいたと思います。ありがとうございます。

それでは、この御説明の内容について、もしお気づきの点を含めてございましたら、ぜひ忌憚なくいただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは中尾構成員、お願いします。

【中尾構成員】 どうも御説明、ありがとうございました。中尾です。1点、質問と1点、コメントがあります。

1点目、質問の方です。6ページで、規制の対象となるMVNOの条件として少し数字を変えられたということだったんですけども、これは御説明にあったか、されたのかもしれないですが、聞き逃したかもしれず、教えていただきたいのですが、0.7%のシェアから4%超えに閾値が変更された理由についてです。この4%という数字にどういう根拠というか、これが500万人程度の契約者を有するところから算出された4%ということだとは思いますが、この数字によってI I Jとオペレータが対象外となったわけですけども、対象外するために数字を設定したとも読み取れなくもないので、何かここの考え方について少し、ワーキングでどういう議論があったかについて教えていただければと思います。これが1点目、質問です。

もう一点はコメントですけども、これもどこかで申し上げたかと思うんですが、例えば白ロムみたいな法の目をかいくぐって、いろいろな工夫をされて、それを規制するといったような、いたちごっこ的なイメージがあります。ここの様々な法律の改正に係るポイントですが、今日御説明いただいたポイントの骨子は、適切な市場形成が不適切となるような行為

を規制するということだと思います。そういう根本的な方針に基づいて、例えば端末と通信料金の完全な独立化のような話ができているわけですから、その方針に沿わないような事業者の行為、これに関しては、もう少し包括的に考えるべきだと思います。方針に沿わないと考えられる場合には指導が入るといったような、そういった方向性が本当は妥当と思っています。恐らくワーキングでもそういう議論をされているのではないかと思うのですけれども、こういう形で一つ一つ穴を潰していくような議論がずっと継続すると、あまり生産的でもないで、総務省が考える適切な市場形成の方針に合わない判断されるような行為に関しては、指導なのか注意なのか分かりませんが、そういう大枠・包括的に指導が入るような、そういうふうにしておかないと、新しく法改正をしても重箱の隅をつついて、そこを回避するような行為が今後も続くような事態は避けたほうがよいと思います。今回の法改正で全ての穴が閉じられれば、こういった私のような心配は杞憂なんですけれども、そういう印象を今回の説明で受けましたので、これはコメントとして申し上げたいと思います。以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。後ほど事務局からもコメントをいただければと思います。

森構成員、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。

私も中尾先生の今の御指摘は全くごもっともだと思います。法改正をすると、それに対応して脱法的にということなんですけれども、白ロム割なんて本当に当該ユーザーからは端末代金を回収できなくなるわけですから、その事業者にとっていいことなのかどうなのか。つまり、合理的なビジネスなのかどうなのか分からない話なんじゃないかと思っていました。そういう意味では、恐らく我々が前から懸念していたような指標ですよ。事業者内部と言うべきなのか、販売代理店に対する電気通信事業者の評価なのかは分からないんですけども、その指標の過ちみたいなことが顕在化して、あまり最終的には得にならないような脱法行為を生じさせるようなことになっているんじゃないかなと思います。ですので、ある種の包括的対応というか、中尾先生のおっしゃる全体的な公正な競争環境として総務省が考えるものから逸脱するような行為は、それはやはり厳しく対応していただく必要があるなと思っています。モグラたたきになるのは仕方ない面もあるのかなと思っています。禁止されていること以外は、それは自由にできる、法律で禁止されていないことは基本的には自由にできるのが現代的な憲法のある国では原則ですので、それは仕方ないかも

しれないんですけども、一つは、しっかり穴を塞いでいただくことと、あと脱法行為に対して厳しく対応していただくことは重要だと思います。

その観点から8ページの短期解約。いろいろありますけども、この短期解約ブラックリストなんていうのは、これは結構悪くて、解約した事業者のサービスを受けられなくなるのは、これは本当かどうなのかは分からないんですけども、もし本当だったら、そんなことをしていいはずはないので、強要罪となる可能性がありますし、本当は入らないけどもブラフで言っているだけだとすると詐欺利得罪になる可能性があります。ですので、何と言うんでしょう、悪い反応ですよ。ブラックリストに入りますよとか、そういう悪質な行為については刑事罰についての告訴も視野に入れて厳しく対応すると。そうしないと、どんどん工夫が進むといえますか、一応、我々としては適法な範囲での抜け穴探してみたいなことまでだったら仕方ないと言えるのかもしれませんが、こういう違法な方法まで使って、中尾先生のおっしゃる全般的公正競争環境みたいなものを乱していこうとするのであれば、それは本当に厳しく対応しないと競争環境は全然守られないことになると思いますので、そのところはモグラたたきかもしれないけど、たたくときは強烈にたたくということをお願いしたいと思います。以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

続いて林構成員、お願いします。

【林座長代理】 林でございます。

4ページの、いわゆる「白ロム割」についてですが、先ほどの中尾先生、森先生の御意見とかぶりますが、現行の規制の潜脱的行為が、一部で、公然と行われてきたわけですので、こうした規制の潜脱の防止は、健全な商慣行という点からも喫緊の課題かと存じます。

今後、こういった新たな規律の見直しが浸透して、不適切な商慣行が店頭から一掃されるように、総務省におかれては、この「白ロム割」に限った話ではございませんけれども、必要な規律見直しについて、ユーザー・各店舗への周知・啓発を徹底いただくとともに、今もされていると思いますけれども、覆面調査等を通じて販売現場において不適切な行為が行われていないかを継続的に確認することが必要だと思います。以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

以上がお手の挙げた構成員に御発言いただいたところだと思いますので、もし事務局から、御質問もありましたので、レスポンス等をいただければありがたいですが、いかがでしょうか。

【古田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。御質問、コメントを大変ありがとうございました。

まず中尾先生から御質問をいただきました指定対象事業者の見直しの4%について、500万と4%の考え方についてでございますけれども、500万という数字は何かといいますと、2022年の楽天モバイルの料金プランの改訂が行われたときに、こちらの改訂が他の事業者の事業戦略に一定の影響を与えたと競争WGで考えておりました、MVNOであったとしても、当時の楽天モバイルの契約数、当時は500万人程度だったわけですが、こちらの契約数を有する場合は影響が少なくないとも考えられたことから、今回は一つの基準として500万というものを考えてはどうかと。この500万をシェアに直すと4%となったところでございます。

中尾先生と森先生、林先生に共通したコメントがございましたけれども、まさに、このようないちごっこをしているのはどうかというようなコメントがあったわけでございます。こちらは競争WGの構成員の方々からも御議論いただきまして、今回の報告書の中に記載されておりますけれども、今回、この白ロム割といった、見直しを行ったにもかかわらず、今後も過度な端末値引の誘引に頼った競争慣行から脱却できない場合には、通信サービスと端末の販売の在り方を含めた検討が必要であると、報告書で取りまとめられているところでございますので、総務省としましては、まず今回、必要な制度改正をしまして、過度な端末値引が今後行われないようにすることが望ましいと考えておりますけれども、引き続き必要な対応については検討していきたいと考えております。

最後、林先生からコメントをいただきました、必要な規律の見直しの周知徹底ですとか、また覆面調査を継続的にやっていくことが重要であるというコメントにつきましては、まさに今回の見直しで終わりではなくて、今回の見直しが事業者によって適切に守られていくかをちゃんと我々で注視していくことが重要でありますので、引き続き覆面調査等を通じて問題が生じていないかについてはモニターをしっかりやっていきたいと考えております。以上となります。

【大橋座長】 このワーキングでは、2019年の事業法の改正を踏まえて、事業の適正化と、あと利用者が自由に選択することによって適正な競争を確保するという本来あるべき姿を目指して議論してきているということで、行き過ぎた囲い込みを防止しようということで、一つ、そうした事業者の慣行をなくしてきたりとか、あるいは代理店の評価制度についても正してきたりということを順次やる中で、まだまだやるべきことが残っているということ

で、本日、様々な御意見をいただいたところなんだろうと思います。

おっしゃるようにモグラたたきのことは本来、事務局としても、また委員としてもやりたいところではないので、料金サービス本位の競争がしっかり行われるような世界観、市場環境をつくっていくための一里塚として、この報告書があるのかなと思います。今後もワーキングとかの場で、ぜひ事務局にもしっかり御議論いただいて、また適切な時期に、この検証会議にも御報告いただければなと思っています。

構成員の方々の御意見、大変ありがとうございました。ぜひこれを踏まえてしっかりやっていただければと思っています。

本日は議題2つで、議題は以上なんですけれども、もし全体通じて何かお気づきの点等あれば、構成員の方々からいただければと思いますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、もし事務局から何かありましたら、お願いできますでしょうか。

【土井事業政策課課長補佐】 全体を通して事務局からは特段コメントはございません。

【大橋座長】 はい。今後のスケジュール等も、また事務局から御連絡を差し上げる形にはなるのかなと思っています。

それでは本日の議事は以上ですので、これにて終了させていただきたいと思います。

本日も大変御熱心な議論、ありがとうございました。